

甲第二号証

(被告小池の平成二年四月一日付「答弁書」及び

被告勁草書房の平成二年五月九日付「答弁書」に対する)

「陳述書」

平成二年六月一三日

原 告

松 橋 桂 子



一、今回提出された被告らの「答弁書」によれば、被告らは原告の主張の多くを否認しながら和解の斡旋を申し出ておられます。しかし、私は著作権侵害の事実等をあいまいにしたまま和解の申し出をお受けできませんので、ここに私の考えを述べさせていただきます。

二、「書籍仮処分申請」の経過でも若干記したことありますが、何故私が訴訟を起すに至ったかを再度申しあげます。

私は、平成元年一一月一五日に出版された小池氏の著作を、出版直後の『東京新聞』書籍広告で知りましたが、とくに買い求めないでいましたところ、たまたま知人が目黒のステーションビルの書店から小池氏の著作を買い求め私に届けてくれました。私はそれを読んでから眠りの浅い日々が続きました。

私は柳兼子に関する資料は集めぬいていましたので、小池氏の著作中のどこが何から剽窃されているのか一読しただけですぐわかりました。小池氏の著作は原告著作だけでなく多くの著作物を剽窃しており、それをトータルすると三割前後になります、このような著作が市民権を得て日本国中に広まることに恐怖の念すらいだきま

した。

私は私の人生観の一つとして、人間の尊厳と権利の侵害に対し、それと戦うことに対する共感を失うまいとしてきました。それがヒューマニズムの原点だと思ってます。今回、私が権利の侵害を受けた時、それに立ち向かわざ無念の涙を飲むことは私のヒューマニズムと生きていく姿勢を問われることでもありました。

小池氏の著作の出版という既成事実を前に、訴訟に踏み切るまでの苦しい何日間は、このような煩悶の中で過ごしました。小池氏は「答弁書」に「争うことは無意味である」と記していますが、私にとっては人生に於ける重大な意味のあることなのです。

三、次に被告小池の「答弁書」について意見を述べます。

1、被告小池の「答弁書」中、「第三、被告小池の主張」として、「原告の著作物を盗用する意思など全く無かった」とありますが、それは言いのがれではありますか。

今回原告側から提出した「甲第六号証の一」で大島久子氏は、小池氏に対して

は、柳宗理日本民藝館長からも著作権に関しての忠告があり、その際大島氏の質問に對して小池氏が「松橋さんの年譜は参考にしました。それもせいぜい二、三ヶ所です。」と発言されたことを証言しています。この経過からも、小池氏は当初から原告の著作を引用して用いる意図などはなく、みずからの文章として組み込むこととし、そのために原告著作を剽窃のうえ部分的に手を加えていることが分かります。それは原告書籍だけにとどまらず、小池氏は水尾比呂志氏の聞き書きの『柳宗悦全集』月報二十回連載の「柳兼子夫人に聞く」の大量の剽窃や、他の文献の剽窃個所でも同じ方法をとっています。このことは「甲第一三号証の一」の水尾氏の手紙を見ても明らかです。水尾氏は小池氏の「引用の方法への無知」（「答弁書」）だけでなく、「文言を変えて用いること」にも抗議されています。もし、他人の著作を引用するつもりであつたら文言を変える必要なないではありませんか。

2 小池氏はこれまでの提出文書と証言で、出典は「テープにあります」と言われています。私は小池氏に対し「テープを聞かせていただきたい」と文書でも口頭

でも申しあげましたが、一度もその機会を与えられていません。そこで『朝日新聞』の記事（甲第一六号証）に基づいてテープの件について述べますが、右記事の二段目一行には、「……こんどはその半生を記録する作業も進められている。六十分テープで、もう一〇本ほどとった。」、「（兼子氏の発言で）これをどうするのか、私は知りません。活字にするなら、自分で直接書くといつているんです。昔の話や修業時代のことなど、皆さんご存じないこともたくさんあります。」と記されています。このテープはレコード会社のディレクターと小池氏二人によつてとられ、レコード会社のPR誌「フェイズ」に三回連載されたテープです。このテープは「半生」と新聞に書かれている通り、兼子氏の幼年期から柳宗悦と結婚した前後までの内容が主で、後半生についてはほとんど触れられていません。小池氏はその後、ある出版社に「柳兼子伝」出版を依頼し、その原稿を送られたことがありましたが、その出版社の編集者は「小池氏の原稿中、柳兼子氏の後半生は断片的に書かれているに過ぎなかつた。」と述べております。その後に原告の著作の『民藝』誌への連載が開始され、約一年後に完結を見まし

た。またその時には水尾氏の「月報」連載も完了していました。小池氏はテープ
にない兼子氏の「後半生」の資料と音楽活動の記録を、この二つの著作から大量
にとり原稿を埋めて行かれたのは明白です。

3・小池氏は、東京地裁で「書籍仮処分申請」の最後の審尋があった日（今年一月
二十五日）の後である二月六日、柳宗理日本民藝館長を訪ね、柳宗理氏に対し「み
んな自分が悪かつた、裁判はお金もかかり大変だから、松橋さんとの仲をとり持
つて下さい。」と訴えられています。また、「仮処分決定」が執行された後の
四月の初めに、兼子氏の門弟の一人と次のような会話を電話でなさっています。

門弟の方が「本が停められているんですか？」と質問したのに対して、小池氏
は「そうなのよ、松橋さんのいいところを全部とつてしまつたの、書いていると
どうしてもそうなってしまうのよね」と答えられました。それを聞いた門弟は、
「小池氏があまりにすなおに非を認めているのでびっくりした」と語っています。
す。私はそれが小池氏の本音であつてほしいと願わざにはいられません。

4・『朝日新聞』の記事にもあるように、小池氏のとられたテープは伝記執筆のた

めにとられたものではありません。兼子氏はこの数年ののちにも自身で伝記を書くつもりでいらっしゃり、最晩年には鶴見俊輔氏夫人の横山貞子さんが、ある出版社の企画も通つて伝記を書かれるため兼子氏の取材を始めていました。右のような事実からすると小池氏が何回も「伝記を書くことは先生の遺言のようなものです」と言われていることは信じられないことと言つてよいでしょう。また小池氏は『柳兼子の生涯』の「まえがき」（五頁）で、「娘に逢いたい、娘に逢いたい」との兼子氏の死の一、二日前の発言を自分のこととして書かれていますが、そのニュースソースの柳宗理夫人文子さんが、「それは裕子ちゃん（十九歳で事故死した初孫）のことで、主人もそう言っています。」とクレームをつけた時、「自分はそう思つたものですから。」と答えられました。それと同じく「伝記を書くことは遺言です」もそう答えられるのでしょうか。亡くなられた方の発言がどうであつたかの話をここに記すのは本意ではありません。遺言であろうとなからうと、著作権を侵害さえしていなければ、誰が伝記を書こうと全く自由だからです。私がここで言いたいことは、こうした調子で「原告の著作物を盗用する意

思など全くなかったのに」とか、「その業績を奪うようなつもりはない」（「答弁書」）という小池氏の発言の中に同じ発想を見出すからです。小池氏は、今回の問題を、一寸した過失程度にお考えのようですが、小池氏の著作権侵害の事実は、そのような程度のものではなく、当初から侵害する意図を持ってなされた悪質なものであると考えます。

5. これまでも何回も記して來たことですが、原告指摘の三〇箇所の著作権侵害は、小池氏による原告著作の利用の一部に過ぎません。演奏記録の多くと、引用の新聞雑誌等は殆どカットの仕方までそのまま利用されてもいます。普通ならばこのような用い方は考えられないことです。それでも出典を書き入れてある限りは引用と考えられないこともないかもしれません。しかし、小池氏の著作の二一八頁の「宗悦の死」と原告著作の七六頁B段下から次頁に続く『心』誌の「回顧」を比較していただきたいと思います。小池氏は、兼子氏が夫の死後一ヶ月後の月命日に記した情感のある格調高い手記を、「て・に・を・は」を変え、文を前後させて、自らの文の如く書いています。こうしたことと小池氏の著作か

ら抜き出せばきりがありません。

6 小池氏の「答弁書」には、「柳兼子を敬慕し、事蹟を顕彰しようとする二人の女性、不幸な事件」とあります。このような表現で言われるのだったら、あえて私は小池氏に対し、「兼子氏を敬慕していればこそ、このように大量の著作権侵害から成り立った伝記の出現を悲しみ、小池氏の著作が決して兼子氏を顕彰することにはならない、という事に一時も早く気がついていただきたい。」と申し上げたいと思います。

四、被告勁草書房の「答弁書」について意見を述べます。

1 私は今回初めて訴訟を起こしたのですが、当初は何もわからず、良心的な出版社である勁草書房はむしろ被害者だと思つていました。しかし出版著作権の委員の方に伺いましたら、こうした場合出版社も責任を免れ得ないとのことでした。正直言つて立派な出版人もいられるであろう勁草書房を訴えなければならぬことはためらいがありました。「書籍仮処分申請」の際の勁草書房の対応の仕方の中に、私はある種の信頼すら感じていたこともまた事実です。

2・しかし、今回の「答弁書」は大きな失望を味わいました。第四項で「被告小池から著作物の原稿を完全原稿としてその引渡しを受け発行」と述べられていますが、小池氏は平成元年七月一八日の日本民藝館で柳館長との対話で、出版社が勁草書房であるとして販売方法を説明した後、柳館長が前半の原稿の誤字その他にクレームをつけた際、「大丈夫よ、東大出で朝日新聞を退職されたすごく優秀な人がなおしてくれるから。」と発言しています。したがって、「完全原稿」ではなかつたものです。また、「知り得ようもなかつた。」と述べていることは、次の理由から納得出来ません。

委託出版で今はやりの「自分史」のような類いで市販しないものでしたら、あるいは過失の程度は低いでしょうが、今回の小池氏の著作出版はそのような自費出版ではありません。勁草書房は、平成元年一月一五日に被告書籍を出版した直後に、『東京新聞』書籍広告欄に鶴見俊輔氏の推薦文まで入れて堂々と伝し、さらに各新聞社等に書評用の本を寄贈し、書籍流通機構に乗せて全国の書店に配本している経過からみても、これは勁草書房が相当力を入れて出版したこと

ではありませんか。言論の自由の権利とともに守る義務もありますよう。このような出版形態をおとりになるのでしたら社会的な責任も生じますし、「知り得ようもなかつた」では済まないのでないでしようか。

3. 「答弁書」で見る限りでは、小池氏が著作権侵害をしたことをお認めにならえていらっしゃるように見うけられますが、そうであるならば「本訴提起は甚だ迷惑なこと」との記述は理解に苦しみます。一番迷惑しているのは原告の私なのですから——。あえてそれでも訴訟しなければならなかつた点を御理解いただきたく思います。

以

上